

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	30 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から48年3月まで
② 昭和48年10月から49年3月まで
③ 昭和51年1月から同年3月まで

私は、中学校を卒業後、A市B区で兄が経営するD店に昭和48年8月まで住み込みで働いていた。20歳になった時に兄が国民年金の加入手続きを行ってくれ、結婚するまでの保険料も支払ってくれていたはずである。しかし、申立期間①の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

また、昭和48年8月に結婚した時にC市へ転居しE店を始めた。国民年金保険料は、銀行員が売上金の集金に来ていたので、国民健康保険料と一緒に納付書に現金を添えて手渡していた。42歳の時に病気を患い収入の無い時期があったが、その時にも保険料をきちんと支払っていたのに、商売が順調であった申立期間②及び③の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年8月に結婚するまでの国民年金保険料は兄が納付してくれており、結婚後は申立人自身が納付書に現金を添えて銀行員に手渡していたと申し立てている。

社会保険庁の被保険者記録によると、申立人は結婚後は申立期間②及び③を除き60歳までの国民年金保険料を完納しており、保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立期間③については、前後の期間の保険料は納付済みとなっており、納付書が手元にありながら納付意識の高い申立人が申立期間③の3か月の保

険料を未納のまま放置していたと考えるのは不自然である。

一方、申立期間①の保険料については、申立人は兄が自分たち夫婦の分と自身の分も一緒に保険料を納付してくれていたはずであると申し立てているが、一緒に納付していたとする兄夫婦の当該期間の保険料も未納となっている。また、申立人自身は保険料納付に直接関与していない上に、保険料納付を担っていたとする申立人の兄からも申立期間①の保険料納付をめぐる具体的な供述を得ることはできなかった。さらに、申立期間①は18か月と比較的長期間であり、関係機関において、申立人及び兄夫婦の3人分の保険料収納に係る事務的過誤が連続して生じたとは考え難い。

次に、申立期間②は、申立人がA市B区からC市に転居した直後の年度途中の期間であり、この期間の保険料を納付するためには、申立人の兄が所持していたと思われるA市発行の納付書又は転居先のC市が発行した納付書を入手する必要があるが、申立人は兄から納付書を受け取った記憶は無いと陳述している。また、当時、C市から納付書を発行してもらったかどうかよく覚えていないなど、申立人の保険料納付をめぐる記憶は不明確であり、具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から37年1月まで
② 昭和38年2月及び同年3月

私の国民年金保険料について、結婚するまでの期間、母親が私の保険料を支払ってくれていた。私が結婚した時に、母親から年金手帳を渡され、今までの分の保険料は全納しているから、今後は自分達で支払っていくようにと言われ、継続して保険料を支払ってきた。

当時、同居していた兄の保険料は、最初から全納になっているのに、兄と一緒に仕事をしていた私には未納期間があり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の家族の国民年金記録をみると、申立人は申立期間を除き、昭和38年4月からの保険料は納付済みであるとともに、申立人の母親及び兄は国民年金加入期間の保険料を完納しており、申立人家族の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和36年10月から結婚した42年8月までの間、申立人の母親が国民年金保険料を家族分一緒に納めていたと申し立てている。この点に関して、申立人の38年4月から42年8月までの間で納付日が確認できる期間について、申立人家族の納付状況を見ると、母親の納付状況は確認できないものの、申立人及び申立人の兄は納付日が同一日であることがA市の国民年金被保険者台帳（検認記録）から確認できる。

そこで、申立期間②について、申立人の国民年金加入記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和38年5月8日であることが同記号番号払出簿から確認できる。また、この時点で36年10月にさかのぼ

って国民年金に強制加入していることが確認できるが、この手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間②の保険料は過年度納付が必要となるところ、納付状況の確認できる申立人の兄の記録を見ると、37年12月から38年3月までの期間及び39年1月から同年3月までの期間の保険料を、同年7月22日に過年度納付していることが市の被保険者台帳から確認できる。この同年1月から同年3月までの期間は、申立人も同一日に過年度納付している期間であり、家族の納付手続を担っていた母親が、さかのぼって納付が可能な申立期間②の保険料を申立人の兄の保険料と一緒に過年度納付したと考えることに不自然な点は見受けられない。

また、申立期間②の保険料を納付したと考えられる昭和39年度は、市の集金人制度が開始された時期に当たり、市では未納期間が確認される国民年金被保険者の納付勧奨を積極的に実施していたものと考えられる。

次に、申立期間①について、申立人の兄は、未納期間となっていた昭和36年4月から37年3月までの期間を第2回特例納付制度により50年12月5日に特例納付していることが確認できる。この時点で、申立人は既に結婚し、B市に転居しているため、申立人の母親が申立人の納付手続を行うことはできず、結婚後の納付手続は自らが行っていたとの申立人の陳述にも符合しない。

また、別の国民年金手帳記号番号での納付の可能性について、別読みによる氏名検索を行うもその痕跡は無く、申立期間①の保険料を特例納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から45年3月まで
昭和41年ごろ、結婚を契機に、将来のために国民年金に夫婦そろって加入した。

国民年金保険料は昭和41年4月から最初の1年間は私がA市役所の窓口にて印紙で支払っていたが、昭和42年度からは当時経営していた店に来ていた集金人に支払っていた。

集金人が店に来る都度、集金人が指示する保険料の金額を私が夫婦二人分を一緒に支払っていた。

また、昭和42年度から45年度までは、年金手帳は市に預けていた。

国民年金に加入後は、年金だけは絶対に支払うという信念で支払っており、60歳になるまで一度も欠かさず納付していたはずなのに未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年ごろ夫婦二人共に国民年金に加入し、集金人に夫婦二人分の保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金への加入状況をみると、昭和41年に夫婦二人一緒に国民年金に加入していることが確認できる。

次に、申立人夫婦の納付記録をみると、夫婦二人共に国民年金に加入後は、申立期間の6か月を除き60歳に達するまで保険料はすべて納付されており、夫婦共に納付意識の高さがうかがえる。

また、夫婦二人分共に申立期間の前後の期間の保険料は現年度納付されており、当時、生活に特段の大きな変化も無かったとしている。

さらに、申立人夫婦は、当時、国民年金手帳は市に預けており、その間は保険料を納付すると集金人から日付印が押された領収書のようなものを受け取っていたと具体的に陳述しており、陳述のとおり申立期間当時、市が申立人夫婦の国民年金手帳を預かっていたことが確認できた。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から45年3月まで
昭和41年ごろ、結婚を契機に、将来のために国民年金に夫婦そろって加入した。

国民年金保険料は昭和41年4月から最初の1年間は夫がA市役所の窓口にて印紙で支払っていたが、昭和42年度からは当時経営していた店に来ていた集金人に支払っていた。

集金人が店に来る都度、集金人が指示する保険料の金額を夫が夫婦二人分を一緒に支払っていた。

また、昭和42年度から45年度までは、年金手帳は市に預けていた。

国民年金に加入後は、年金だけは絶対に支払うという信念で支払っており、60歳になるまで一度も欠かさず納付していたはずなのに未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年ごろ夫婦二人共に国民年金に加入し、集金人に夫婦二人分の保険料を夫が納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金への加入状況をみると、昭和41年に夫婦二人一緒に国民年金に加入していることが確認できる。

次に、申立人夫婦の納付記録をみると、夫婦二人共に国民年金に加入後は、申立期間の6か月を除き60歳に達するまで保険料はすべて納付されており、夫婦共に納付意識の高さがうかがえる。

また、夫婦二人分共に申立期間の前後の期間の保険料は現年度納付されており、当時、生活に特段の大きな変化も無かったとしている。

さらに、申立人夫婦は、当時、国民年金手帳は市に預けており、その間は保険料を納付すると集金人から日付印が押された領収書のようなものを受け取っていたと具体的に陳述しており、陳述のとおり申立期間当時、市が申立人夫婦の国民年金手帳を預かっていたことが確認できた。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月及び同年9月

平成19年にA市で開催された年金説明会において、昭和45年11月から46年3月までの5か月については、保険料が未納であるといわれた。そこで、この期間に係る年金手帳及び領収書を提示したところ、納付済みであることが確認できたとして納付済期間に訂正された。

しかし、納付済みと記録されていた昭和45年8月及び同年9月が未納に変更された。国民年金手帳の交付が同年10月6日で、資格の取得が同年8月26日であり、手帳の交付時に当然未納月分の請求と納付があったはずである。そうでなかったとしても、次の同年10月から同年12月までの分の保険料を支払うときに、同年8月及び同年9月分の催促を受けたはずである。

私は、間違いなく保険料を支払っていたと思うので、未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和45年10月から満60歳に到達する平成13年11月までの期間に未納期間は無いことから、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、第2回目の特例納付により昭和46年1月から50年3月までの保険料を納付していることが納付書・領収証書から確認でき、特例納付に当たっては経過した月の分から順次に行うこととされていること、申立期間の保険料の納付に当たっては46年1月から50年3月までの期間の納付書とは別葉の納付書が発行されることとなること及び申立人の納付意識の高さを鑑みれば申立期間については併せて特例納付により納付していたものとみるのが相当である。

さらに、申立人の所持する年金手帳の印紙検認記録では、昭和 45 年 11 月から 46 年 3 月までの保険料については納付があったことは明らかであるが、この記録についても最近まで社会保険庁のデータベースには反映されていなかった上、納付済みの記録となっていた 45 年 8 月及び同年 9 月の記録を未納に修正する根拠となった特殊台帳の記録は、特例納付の記録が反映されておらず、また、申立期間に当たる昭和 46 年度の納付記録欄に再三誤った記載がなされている。

このことから、申立人の申立期間に係る記録には、事務的過誤が介在していることが推認でき、申立人の保険料について特例納付により納付があったにもかかわらず、記録されなかった可能性が認められる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年4月
② 昭和42年6月から同年9月まで
③ 昭和42年12月から43年7月まで
④ 昭和44年2月から47年12月まで

市役所で国民年金の加入の勧奨を受け、後日、市役所に行き加入手続をした。年金手帳はいつもらったのかは覚えていないが、昭和42年3月に勤めていた会社を退職後、当時住んでいたA市で加入手続をした。申立期間の保険料は毎月自宅に来てくれていた集金人に妻が納付書で納付していた。

また、遅れや未納分があった場合には、まとめて納付していたので未納期間を納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年3月にA市で国民年金に加入し、その後は申立人の妻が夫婦二人分の保険料を毎月集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされており納付できないとして申し立てている。

まず、夫婦二人の国民年金への加入時期及び保険料の納付状況をみると、夫婦の手帳記号番号は、昭和42年3月23日に夫婦連番で払い出されている上、納付日の確認できる48年1月から50年3月までの期間の保険料は、51年1月24日に夫婦二人分を一緒に過年度納付していることから、夫婦は、一緒に夫婦二人分の保険料を納付する意思を有していたものと考えられる。

そこで、申立期間について夫婦の納付状況をみると、申立人の妻は申立期間③のうちの43年2月及び同年3月の保険料を現年度納付していることが確認でき、夫婦二人分の保険料の納付を担っていた申立人の妻が自身の保険料と一

緒に申立人の保険料も納付したものと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和 43 年 2 月及び同年 3 月を除き申立人の妻も未納である。

また、申立期間の間に厚生年金保険加入期間が 3 期間あるが、これらはいずれも平成 10 年 9 月又は 20 年 7 月に記録の追加がなされたものであることが確認でき、会社を退職する都度、自身で国民年金への加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人が居住していた A 市及び B 市において、申立期間に係る保険料の収納は印紙検認方式によっていたことが確認でき、集金人に納付書により納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

ところで、申立人には、その妻と連番で払い出されたものとは別の手帳記号番号が、昭和 37 年 10 月 4 日に払い出されていることが確認できるが、特殊台帳には申立期間①、②及び③の期間の居所に当たる A 市に申立人が居住していたことを示す記述が無い上、51 年 3 月 10 日に C 市を管轄する D 社会保険出張所から A 市及び B 市を管轄する E 社会保険事務所に移管されていることが確認できる。また、申立人は、50 年 11 月 20 日に B 市において国民年金の住所変更等の手続を行っていることが同市の国民年金被保険者台帳から確認でき、この場合、申立期間は時効の成立により、既に納付できない期間となっている。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みを含む氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 2 月及び同年 3 月の期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月

申立期間を含め、国民年金に関する手続、保険料の納付等は、すべて妻が行っていた。

夫婦二人分の保険料を同時に納付するのが厳しい経済状況の時もあったが、妻は、私の保険料は必ず期限内に納め、自分の分は免除申請、追納などの方法も使い、余裕のあるときに支払うという姿勢でやり繰りし、私の保険料の支払いを切らさないようにしてきた。

妻にとっては、私の保険料が1か月でも抜けるということは考えられないことであり、私も申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、保険料の納付はまず夫を優先し、自身の保険料にあつては免除申請等も利用し余裕のある時に支払うようにしていたと陳述している。

そこで、申立人とその妻の納付記録をみると、昭和57年度から59年度までの期間の保険料について、申立人の保険料は現年度納付されているものの妻にあつては免除申請の後、平成4年から6年にかけて追納されていることなどから、夫の保険料を優先して納付してきたとする申立人の妻の陳述と符合する。

また、申立人は申立期間の1か月を除いて保険料はすべて納付されており、申立人の妻の納付意識の高さがうかがわれる。

さらに、申立人の申立期間の前後の期間の保険料については、いずれも現年度納付されており、申立期間の前後を通じて特に生活に変化は無かったとしており、申立期間について、申立人の妻は保険料を納付済みである。

ところで、申立期間については、社会保事務所から過年度納付書が発行され

ていることが確認できるが、申立人の妻は、夫の保険料に関するものであれば必ず納付していたとすると、申立人の妻の納付姿勢及び納付意識の高さを勘案すると、申立期間のみの保険料を納付しないのは不自然であると考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から47年3月までの期間及び同年4月から48年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から47年3月まで
② 昭和47年4月から48年2月まで

私は、昭和48年4月5日にB区役所に行って、窓口の人に国民年金をさかのぼって掛けることができると教えてもらい2年分の保険料を納付した。その時に領収書もらったかどうかは覚えていません。年金手帳には昭和47年度分のところに昭和48年4月5日の領収印が押してあります。私は、同年3月にC社を退職し、そのお金で年金を掛けました。私自身はさかのぼって納めたことははっきりと覚えており、そのことを書いた手帳のメモも出てきました。申立期間①及び②が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年3月に会社を退職した後、同年4月5日にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、同時に47年4月から48年3月までの期間の保険料を現年度納付するとともに、46年3月から47年3月までの期間の保険料を過年度納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和48年5月10日であることが、同手帳記号番号払出簿から確認でき、払出当時において申立期間①の保険料は過年度納付が、申立期間②の保険料は現年度納付が可能であったことが分かる。

また、申立人の所持している昭和47年当時の手帳をみると、「48年4月5日に国民年金に入る。さかのぼって2年分納める。」との記述がみられ、その紙質、インクの色などの状況から48年当時に記載されたものであると認められる。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳をみると、申立人の被保険者資格取得日は、昭和43年12月11日と記載されており、また、昭和47年度印紙検認記録欄をみると、昭和47年4月から48年3月までについては同年4月5日付けの検認印の押印があることが分かる。

これらの状況から、申立人は、昭和48年4月5日にB区役所で国民年金加入手続を行い、同時に厚生年金保険加入期間と重複する46年3月から48年3月までの保険料を納付する意志を同区役所窓口の職員に伝えたところ、同厚生年金加入期間に相当する脱退手当金の支給申請を既に行っていたが、職員が国民年金加入資格日を誤解し、国民年金手帳に43年12月11日と記載し、制度上収納できない47年4月から48年3月までの保険料を現年度分として収納し、46年3月から47年3月までの過年度保険料の領収書も同時に作成したと考えることが自然である。

申立人は、申立期間①に係る過年度保険料の納付書を使って金融機関で保険料納付したとする明確な記憶が無いが、その後の申立人の納付状況からみて、納付書が作成されれば遅滞無く納付していたものと推定できることから、同期間の保険料も納付されていたと考えることが相当であり、申立期間の保険料を適正に納付していたと長年確信していた申立人の心情に鑑みれば、保険料の納付を認めないのは信義衡平の原則に反することなどの事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年2月及び同年3月並びに62年2月及び同年3月の付加国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年2月及び同年3月
② 昭和62年2月及び同年3月

私は、平成19年9月に主人と私の年金記録について、確認のため、社会保険事務所に照会した。

主人の記録に間違いは無かったが、私の年金記録は、申立期間が付加保険料を支払っていないA表示にされていた。国民年金保険料は私と夫の分を併せ夫婦二人分の保険料を納付していた。国民年金に加入した昭和53年3月当初から付加保険料を付けた金額で納付しているので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和53年3月から付加保険料をずっと納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、国民年金に加入した昭和53年3月から平成21年3月までの373か月の期間は、定額保険料の未納は無く、申立期間の4か月を除き、付加保険料は納付済みとなっている。また、申立人の夫は、付加保険料の加入は無いが、国民年金加入期間の定額保険料を現年度納付で完納していることが確認できることから、申立人の国民年金制度に対する理解は高いと考えられる。

一方、申立人の社会保険事務所の納付記録をみると、申立期間①及び②の期間ともに定額保険料納付となっていることが確認でき、両期間は「A現自」(社会保険事務所において過年度保険料を現金徴収した記録)とされている。しかし、申立人が一緒に納付していたと陳述している申立人の夫の納付記録は、両申立期間ともに「A印自」(現年度納付した記録)となっている。

ところで、市役所が納付書を作成する場合、付加年金の申出者には定額保険料と付加保険料を合計した納付書が作成され、納期限を過ぎても翌年度4月末まではこの納付書が使用できたことから、申立人の申立期間以外の納付方法から推測すると申立期間①及び②の保険料のみを納期限までに納付せず、過年度保険料の納付書により納付したとは考え難く、付加保険料が還付された記録も見当たらないことから何らかの事務的過誤により、付加保険料のみが未納の記録とされたと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から53年3月まで

私は、昭和50年8月に妻の父が経営していた会社に転職し、その後間もなく、妻がA市役所で私の国民年金加入手続をした。妻は既に国民年金に加入しており、私も会社を退職すれば国民年金に加入しなければならないと思っていたので加入した。

国民年金加入後は、妻が納付書により自宅近くの銀行で夫婦二人の保険料を3か月ごとに納付した。

私が60歳になるまで、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付しているのに、申立期間だけ私の分が未納とされていることは納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金強制加入期間25年4か月のうち、申立期間を除き国民年金保険料を納付済みであり、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の妻も国民年金に加入した昭和40年以降、年金制度に不安を感じ保険料を納付しなかったとする平成13年1月以降の期間を除き、保険料をすべて納付しており、夫婦の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、申立期間を含む昭和52年から54年の「給与所得者の保険料控除申告書」の写しを保管しており、その中の社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料額は、いずれの年も1月から12月までの期間に納付すべき保険料額と合致している。

さらに、申立人の妻は、申立期間当時、納付書により3か月ごとに保険料を納付したとしているところ、納付に関するこの陳述は当時の保険料収納方法と

符合しており、申立内容に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立期間前後の保険料が現年度納付されていること及び申立期間に係る申立人の妻の保険料が納付済みとなっていることなどを考え合わせると、5か月と短期間である申立期間において申立人の保険料だけを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から同年11月まで

私は、会社を退職して間もない昭和52年7月ごろ、A市役所B出張所に出向き国民健康保険の加入手続をしたところ、市の職員に国民年金にも入るように勧められたので、その場で国民年金加入手続をしたと思う。

国民年金加入後の国民年金保険料は、自宅に送付されてきた納付書により、C銀行D支店又はE郵便局で夫の保険料と自身の分も一緒に私が納付した覚えがある。

納付した金額までは、はっきりと覚えていないが、納付書が送られてくれば、保険料は必ず納付した。

加入後の保険料はずっと納付しているのに、私の申立期間の保険料だけが未納とされていることは納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間34年7月のうち、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は加入後に送られてきた納付書により金融機関で保険料を納付したとしているところ、A市では国民年金加入者に対して、加入月の属する年度内の納付書を一括して発行するとしており、申立人の場合は、国民年金第1号被保険者資格を取得した昭和52年7月から53年3月までの納付書が発行されることとなり、送られてきた納付書により申立期間の保険料を納付したとする申立人の陳述に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間は加入月からの連続する5か月間であり、納付意識の高い申立人が保険料納付書が発行されながら申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年12月まで

私が60歳になって厚生年金保険受給の手続に行ったとき、結婚前に未納期間があるといわれたので、昔の住所地の役所で自分の年金記録を調べてもらったところ、昭和37年4月から38年12月までが未納とされており、納得できない。父が国民年金の加入手続をし、当時私は働いていなかったため、結婚するまで保険料の納付は父に任せていた（私と同様に当時無職であった姉の保険料も父が納付していたと思う）。そのため、保険料の納付場所や納付方法などについては何も分からないが、当初の保険料金額が100円であったということだけは覚えている。当時の年金手帳も領収書等も無いが、父が欠かさず納付してくれていたものと思っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年3月ごろ、当時居住していたA市役所で申立人の父親が加入手続を行い、制度発足の同年4月以降、申立期間を挟んで42年12月に婚姻を契機にB市へ転居する直前の同年10月までの間、その父親が保険料を納付してくれていたと申し立てている。また、この間、父親の転勤に伴い、37年3月にC市へ、39年3月にD市へ転居したと陳述している。

そこで、申立人の手帳記号番号の払出時期をみると、昭和36年4月3日にA市において払い出されていることが同払出簿の記録から確認でき、同市在住中の時期に加入手続を行ったとする申立人の陳述と符合する。

また、申立期間を挟んだ前後の納付記録をみると、A市在住中の前1年分は納付済みである。一方、申立人の父親の転勤に伴い、昭和37年3月にC市へ転居した申立人が、同市で保険料を納付するためには国民年金に係る住所

変更の手続を行う必要があるが、当該手続を行った場合に作成されるべき被保険者名簿が不存在であり、同市で手続がなされた形跡はみられない。

さらに、昭和 37 年 12 月に結婚するまでの間、申立人と同様に父親が保険料を納付していたとする申立人の姉の納付記録をみると、同様に未納となっていることが社会保険庁の記録から確認できる。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、社会保険事務所において旧姓を含む氏名検索及び申立期間に係る手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行うもその存在は確認されなかったほか、申立人が、C 市在居中に保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

他方、申立期間直後の納付記録をみると、昭和 39 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月分については現年度納付していることが社会保険庁の記録から確認できる。この点については、納付再開時期が同年 3 月の D 市への転居時期と近接し、当時、保険料の納付が 1 期 3 か月分を基本としていた状況を踏まえると、申立人の父親は、C 市から D 市への転居後については、国民年金に係る住所変更手続を行い、同市において遅滞無く納付を再開したものと推定できる。

その上で、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から同年 12 月についてみると、当時は、印紙検認方式により保険料収納がなされていたことから、申立人の父親は、39 年 1 月からの 3 か月分の保険料を現年度納付する際、昭和 38 年度 1 年分が未納であることは認識していたものと考えられ、この期間についても同様に現年度納付が可能であった。また、当時の保険料額は月額 100 円であり、申立人の父親は、この期間を含めた負担能力を有していたものと考えられる。さらに、仮に、何らかの事情により 3 か月分のみを納付する場合、通常、時効が先に到来する昭和 38 年 4 月から同年 6 月までの分から納付するのが自然であり、第 4 期分のみ納付の記録に不自然さは否めない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から同年 12 月までの保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B本社における資格取得日に係る記録を昭和32年8月3日に、資格喪失日に係る記録を33年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年8月3日から同年9月10日まで
② 昭和33年4月5日から同年7月1日まで

A社に昭和32年3月25日に入社し、44年1月31日まで継続して勤務していた。同社では、当初、C支社のD課に配属されたが、E業務を希望したところ、32年7月末にB本社へ転勤となった。

社会保険庁の記録によれば、B本社に在職していた期間のうち、転勤直後の昭和32年8月3日から同年9月10日までの間と、同本社からC支社へ戻る直前の33年4月5日から同年7月1日までの間の厚生年金保険加入記録が無い。

申立期間もA社に在職していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によれば、申立人は、申立期間において継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、A社から、「申立人が、昭和32年8月3日から33年7月1日までの間、B本社に在籍していた。」との在籍証明書が提出された。

さらに、A社C支社から同社B本社への異動時期について、申立人が先輩と陳述している同僚から、「私は、昭和32年4月にC支社からB本社に転勤したが、申立人は、同年7月末ぐらいにB本社に転勤して来たことを覚えている。」との陳述が得られた。

加えて、A社B本社から同社C支社へ戻った時期について、当時、B本社に在職していたことが確認できる同僚2人から、「B社は、昭和33年8月早々にF地区からG地区に移転したが、申立人は移転する1か月ぐらい前まで勤務していたことを覚えている。」との陳述が得られた。

以上の事情から、申立人は、申立てどおり、A社B本社に昭和32年8月3日から33年7月1日まで継続して在籍しており、厚生年金保険加入記録がある同社C支社との勤務の継続性が認められることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者名簿の記録から、A社B本社における、被保険者資格取得時の標準報酬月額が8,000円で、昭和33年7月にC支社へ異動するまで変更の無いことが確認できることから、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したかは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 9 月 1 日から 31 年 4 月 1 日まで
② 昭和 31 年 6 月 6 日から 36 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 7 月 10 日から 40 年 1 月 1 日まで

A社、B社及びC社の厚生年金保険加入期間について、脱退手当金を受給したことにされているが受け取っていない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年3か月後の昭和42年4月13日に支給決定されたこととされており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は昭和41年3月24日に婚姻し改姓しているが、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされていないことから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられ、不自然である。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から48年9月まで

昭和39年2月ごろに、母がA市役所で私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。また、申立期間の保険料は母が自分の分と一緒に集金人に納付してくれていたと聞いていたので、記録も納付済みになっているものと思っていたのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母が代わりに国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付してくれていたと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は申立期間後の昭和48年11月にその妻と連番で払い出されており、この手帳記号番号によっては申立期間のうち、45年12月以前の保険料は時効により納付することができない。また、申立期間のうち46年1月から48年3月までの保険料は過年度納付により納付することができるが、申立期間の自身の保険料は母が集金人に納付していたとの陳述内容と符合しない上、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらなかった。

さらに、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与していない上、納付を担っていたとする母親は既に他界しているため、納付をめぐる事情等を汲み取ろうとしても新たな事情等を見いだすことはできなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から47年12月まで
前職で同僚であったA氏と共にB店を開業するに当たり、昭和43年8月20日に国民年金の資格を取得した。
その後数か月(3か月)に一度B店に集金人が来て、同僚のA氏と共に国民年金保険料を支払っていた。
ところが、国民年金の納付記録がA氏は昭和43年9月1日からとなっているにもかかわらず私の記録が48年1月からの納付とされており、43年9月から47年12月まで納めていた保険料の記録が消えているため、5年間の未納記録を訂正してもらいたい。
加入手続はA氏に任せており、自分で手続をした覚えはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行い同年8月20日付けで資格を取得した。保険料は月々集金人に支払っていたと申し立てている。

そこで、申立人の手帳記号番号払出日を見ると、社会保険庁の記録から昭和48年4月16日であることが確認できる。この場合、保険料を月々集金人に支払ったとする陳述とは符合しない。また、この時点においては、申立期間のうち、43年9月から45年12月までの保険料は特例納付によらなければ納付できない期間に当たり、46年1月から47年3月までは過年度納付期間に当たっているが、市では集金人による特例納付及び過年度納付の取扱いは行っておらず、集金人に支払ったとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人と同時に国民年金に加入したとする申立人の同僚の国民年金加入時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和43年11月に手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。この場合、申立人とその同僚が

同時に国民年金に加入したとする陳述とは符合しない。

さらに、申立期間は52か月間に及び、通常、行政側がこれだけの長期にわたり事務的過誤を継続するとは考え難い。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、類似した氏名を含む氏名検索を行うも、その存在を確認することはできなかった。このほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年1月まで

父親の国民年金は、昭和45年6月に国民年金に加入してから、亡くなった50年1月までの保険料を継続して納めていたと亡き母から聞いていました。亡き母は、国民年金の加入期間はすべて納付しているのに、母が自分の分だけ納めて父の分を納めていなかったとは考えられず、申立期間が未納とされていることに納得できません。当時の国民年金手帳など、納付に関する資料はありませんし、納付手続に関する状況は不明ですが調査を願います。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料は、昭和46年4月以降について、申立人の妻が夫婦二人分を継続して納めていたはずであると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、昭和46年3月15日に申立人の子(長女及び四女)と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが同記号番号払出簿から確認できる。この時点で、申立人が国民年金の加入資格を得た45年6月から46年3月までの昭和45年度に係る保険料を納付したものと考えられる。一方、申立人の妻の手帳記号番号の払出日を見ると、昭和45年1月に払い出されていることが確認され、家族の加入状況及び昭和45年度までの納付状況は相違している。

次に、昭和46年4月から50年1月までの申立期間について、申立人の妻は保険料を納付済みであることが確認できるものの、申立人と同時に加入した長女及び四女(四女については婚姻するまでの間)も申立人と同様に未納の記録となっている。

また、別の年金手帳による納付の可能性を確認するため、別読みによる氏名検索を行ったがその存在をうかがわせる痕跡は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

さらに、申立人及び納付手続を行っていた申立人の妻も既に亡くなっており、国民年金の納付時期、納付金額や納付場所など納付をめぐる事情が不明である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年5月から14年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年5月から14年9月まで

申立期間の国民年金保険料について、父親が平成14年9月に私の国民年金保険料が3年程未納になっているのに気がつき、自宅にあった納付書で保険料約30数万円をA市役所の窓口で納めてもらった。それなのに申立期間の保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年9月に申立人の父親が、未納であった申立期間の保険料をA市役所の窓口でさかのぼって納付したと申し立てている。

そこで、申立人の父親が申立期間の保険料を納付したとする時期に関して、申立人の保険料が平成14年10月から口座振替となっており、同年9月ごろに市役所において保険料の口座振替手続を行ったものと考えられること、父親名義の預金口座から同年9月25日に30万円を出金していることが確認される。

ところで、国民年金保険料の取扱いについては、平成14年4月1日から保険料の収納事務を国（社会保険事務所）が一元的に実施している。申立人の父親が納付したと主張するA市役所においても例外無く収納事務を国に移管しており、市において保険料の収納事務は取り扱われていなかった。また、A市役所内の金融機関出張所においても国庫金納付書による保険料収納は取り扱われておらず、申立人が同年9月に申立期間の保険料を市役所で納付したとする申立内容には符合しない。

さらに、申立人が平成14年9月の時点で保険料を納付した場合、保険料の時効から、制度上、12年7月以前の保険料をさかのぼって納付することはできないほか、保険料納付が可能な同年8月から14年3月までの保険料は過年度納付、同年4月から同年9月までの保険料は現年度納付が必要となり、複数

年度にわたる申立期間の保険料を金融機関等で納めた場合に収納記録は複数の収納データとなるが、すべて未納の記録となることは考え難い。

加えて、別の年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みを含めて氏名検索を行ったがその存在をうかがわせる痕跡は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から60年12月までの期間及び63年4月から平成2年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月から60年12月まで
② 昭和63年4月から平成2年7月まで

申立期間①については、A市に住んでいた昭和44年ごろ、夫が経営していたC社に女性の集金人が訪れ、「市役所より強制的に加入するようにとのことです。」と言われたため、夫が夫婦一緒に夫婦二人の国民年金の加入手続をした。加入手続をした際、年金手帳の交付はなかった。同年当時の保険料額は覚えていないが、毎月私が主人の分と一緒に夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。

申立期間②については、平成2年の7月ごろ、B市役所から文書による未納通知があり、同封されていた納付書により、B市役所で未納分を納めた。16万円持参したのを覚えているが、納付額は覚えていない。

納付した覚えがあるので、納付済みとして認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間時に居住していたA市、B市及び社会保険庁の記録において、申立人の国民年金への加入記録は存在せず、また、手帳記号番号が存在する可能性について、旧姓を含む氏名の別読み検索を行ったが、手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

また、申立人は、国民年金への加入手続に関与しておらず、夫婦二人の加入手続を行ったとするその夫は既に死亡しているため、当時の国民年金の加入状況が不明であり、ほかの汲むべき事情を見いだすこともできなかった。

さらに、申立人の夫の手帳記号番号は、昭和51年5月31日に払い出されており、この手帳記号番号以外に申立人の夫の年金手帳が払い出された事情はみ

られず、44 年ごろに夫婦一緒に夫婦二人の加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない上、その夫の手帳記号番号が払い出された時点において、申立人が満 60 歳に到達までの期間は 234 か月であり、申立人の過去の厚生年金保険の加入期間を加えたとしても年金の受給資格要件に当たる 300 か月を満たさないことから、申立人の夫は自身の加入手続のみを行ったということも否定できない。

加えて、申立人は、平成 2 年 7 月に催告を受け、納付額は定かではないが 16 万円を持参し保険料を納付したと陳述しているところ、夫の納付記録をみると、同年 7 月 16 日に社会保険庁から催告を受け、昭和 63 年 9 月から平成 2 年 3 月までの期間の保険料を同年 8 月 24 日に過年度納付していることが確認でき、また、この期間の保険料額は 14 万 9,900 円となり、申立人が持参したとする 16 万円とおおむね符合することから、夫の過年度保険料であったものと推測される。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から39年3月まで

私は、B区役所で国民健康保険の加入手続をした際に市役所担当者から国民年金保険料が未納となっている旨、指摘を受けた。

当時、夫とは婚姻前ではあったものの一緒に暮らしていた。

いつから保険料の納付を始めたのか定かではないが、未納となっている保険料額は一人当たり2,000円であった。その際、夫婦二人分の保険料を納付するだけの所持金が無かったので夫の分の保険料額2,000円（未納期間19か月間及び当月分の保険料の計）と私の当月分の保険料額100円を支払ったことを記憶している。

国民年金に加入した時期や納付を開始した時期は覚えていないが、当時の保険料額が1か月当たり100円であったことから考えると、加入した時期において19か月分の未納があったということであり、その未納期間は昭和36年4月から37年10月までの期間に当たることから、加入手続をしたのは同年11月であったと思われる。

その後は、欠かさず集金人に毎月夫婦二人分の保険料200円を納付してきた。

申立期間について、納付記録が無く未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の手帳記号番号は、昭和39年6月4日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、この場合、申立期間の保険料は過年度保険料となるため、区役所及び集金人に保険料を納付することはできない。

また、申立人の年金手帳は、A市B区から転居した後にC市で発行されていることが確認でき、申立人のB区で国民年金に加入したとする陳述とは符合し

ない。

さらに、申立人に係る別の手帳記号番号の払出しの可能性について、各種の氏名検索を行ったが別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえなかった。

加えて、申立人は未納とされていた保険料額が一人当たり 2,000 円であったと陳述しているものの、その未納時期については必ずしも申立人の主張どおりとは認められず、また、申立人の国民年金への加入状況及び保険料の納付時期などに関する当時の記憶は曖昧である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から53年3月までの期間及び54年10月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年11月から53年3月まで
② 昭和54年10月から55年3月まで

私は、会社を辞めた昭和50年当時、年金は掛けないといけないという強い認識があったので国民年金に加入することにした。会社を辞めてからは家業を手伝っていたので、加入手続や支払いは母に頼んでいた。母が会計を管理していたので収入の中から税金等をまとめて支払い、天引き後を給料としてもらっていた。会社を辞めて1年ほど経ったころ、母に国民年金を支払っているかを聞き、領収書も見せてもらったことを覚えている。支払っているはずの期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和50年9月からしばらく経った同年11月ごろに、母親がA市で国民年金の加入手続を行い、同年11月以降の保険料も母親が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、申立人の同手帳記号番号の前後の被保険者の加入記録から、昭和51年4月1日から同年5月4日までに払い出されたものと推定でき、払出時点において申立期間①の保険料は過年度納付及び現年度納付が、申立期間②の保険料は現年度納付が可能であることが分かる。

また、社会保険事務所の特殊台帳をみると、昭和51年度、53年度及び55年度に保険料納付の催告がなされた記録がみられることから、申立期間①及び②は、当初未納であった可能性が高い。

しかし、申立人は、母親から過去の未納保険料をまとめて払いしたという話を

聞いたことが無く、また、母親は、申立期間①及び②と同じ期間、自身の保険料を現年度納付していることから、申立人と納付状況が大きく異なることとなり不自然である。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらなかった。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料も無く、保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年3月まで

私は、52歳当時の昭和55年6月ごろ、テレビで国民年金の受給資格が満たない人のための第3回の特例納付措置が行われているのを知った。

そこで、早速、自分でA市役所に申し出て、このまま支払い続けた場合60歳到達時に受給資格期間の300か月(25年)を満たすために不足している月数(25か月)を計算してもらい、翌日、その月数分の保険料を現金で特例納付した。

金額は10万円から12万円程度であったと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、受給資格期間の300か月(25年)を満たすため、市役所で不足する月数を計算してもらい、その分の保険料を特例納付したはずであると申し立てている。

そこで、社会保険庁の納付記録をみると、昭和55年6月19日に特例納付していることが確認できるものの、その納付月数は、36年4月から37年3月までの12か月分であり、申立人の主張する納付月数と相違している。

しかし、申立人の国民年金受給資格期間は、生年月日による受給資格期間短縮特例措置により22年であり、申立人が特例納付を行ったとする昭和55年6月当時、60歳到達まで国民年金保険料を完納した場合の納付月数は275か月(22年11か月)となり受給資格期間を満たすことから、受給資格期間を満たす目的で特例納付を行ったとする申立内容と符合しない。

また、申立人が、第3回の特例納付実施期間において、ほかに申立期間の国民年金保険料を特例納付していたことを示す関連資料が無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から49年3月まで

私は、昭和49年に、A市役所から国民年金への加入勧奨通知がきたので、自分で市役所に出向き、国民年金の加入手続をし、その後、あまり日を置かずに、市役所の年金担当窓口で、それまでの未納の保険料を一括納付した。

その時支払った保険料額や使用した納付書などの詳しい記憶は無い。

申立期間当時、私は専業主婦であったが、元夫は兄弟で会社を経営しており、良い時代で景気がよく、日曜日にまで仕事が入っているほどであった。保険料を一括納付したことを示すような資料は所持していないが、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年に国民年金の加入手続をした当初、市役所の年金担当窓口で過去の未納分の保険料を一括納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期をみると、昭和50年2月3日であることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、払出時点において、申立期間のうち、48年1月から49年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であり、また当時は特例納付実施期間中であったことから、43年6月から47年12月までの期間は特例納付が可能である。

しかし、申立人は、納付金額や納付方法などに関する具体的な記憶があいまいであり、また、市役所の年金担当窓口で過年度保険料となる申立期間の保険料を一括納付したと陳述しているが、市では、窓口で過年度保険料を収納することはあり得ないとしており、申立内容と符合しない。

さらに、市の被保険者名簿の保険料納付記録欄をみたところ、昭和49年12月5日に、初めて同年4月分から同年12月分までの保険料を一括納付してい

ることが確認できることから、申立人が一括納付したと主張している保険料は、この期間の保険料のことと混同して記憶している可能性も否定できない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを裏づける関連資料が無く、保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から47年3月まで

私は、昭和41年8月、A市役所で婚姻を契機に夫と夫婦二人の国民年金の加入手続をした。同年12月に国民年金手帳が発行され、届いた時には昭和41年度の印紙検認台紙は既に切り取られており、昭和42年4月分からA市集金人による集金が始まり夫婦二人分の国民年金保険料を3か月分ずつ支払っていた。

途中、納付が困難になり支払えなかった期間もあるが、昭和45年1月にB市に転居し、地域のC会の集金が始まってからは、集金人が3か月ごとの集金時に茶色で三枚複写になった納付書を持参し、保険料を支払うと領収印を押し一枚を領収書としてもらっていた。領収書には、「D…」の文字があったと記憶している。領収書は引っ越しで無くしてしまったが、督促を受けたことは無く未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市に転居した昭和45年1月に同市で住所変更手続きを行い、同時に44年10月から同年12月までの保険料を納付し、45年1月から47年3月までの保険料を地元C会の集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の所持している国民年金手帳の印紙検認記録をみると、昭和44年10月から同年12月までの印紙検認記録欄に45年1月7日付けの検認の押印が確認できるが、同年1月から46年3月までの印紙検認記録欄に検認の押印が無いことが分かる。また、同年4月以降の印紙検認記録については、申立人が国民年金手帳を所持していないため不明である。

このことについて申立人は、地元C会の集金人は国民年金手帳に検認印を押すことを行わず、納付書により保険料納付していたと陳述しているが、B市で

は、昭和48年3月まで印紙検認方式による保険料徴収を実施しており、納付組織による集金を行っている地域であっても市の集金人が定期的に訪問し、まとめて印紙検認印を押す運用であったと説明していることから、この事実と符合しない。

また、申立人が記憶している納付書は、本来過年度納付に使用する様式に酷似していることから、社会保険事務所が申立人に対し未納保険料の納付の催告を行った際に、併せて過年度納付書を送付していた可能性も否定できない。

さらに、申立人が一緒に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫の納付記録をみると、申立期間と同じ期間が未納となっていることが確認できる。

加えて、申立人に申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から46年2月までの期間及び47年5月から48年3月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月から46年2月まで
② 昭和47年5月から48年3月まで

私は、昭和44年5月当時は学生であり、国民年金の加入は任意だった。しかし、母は、病弱な私を専業主婦として嫁がせるつもりでいたようで、将来困らないように、「国の年金なら安心」「一生涯の贈り物」といって、自宅に来ていた集金人を通じて国民年金の加入手続をしてくれた。

母も国民年金に加入していて、毎月のように近所に住む年配の女性が自宅に保険料の集金に来ていたので、金額は覚えていないが、私が就職した昭和46年2月まで母と私の二人分の保険料を母が納付してくれていた。

その当時は、保険料を納付するとシールのようなものをもらい、手帳に貼っていたと思う。領収証書ももらっていたかどうかは覚えていないが、結婚した昭和52年2月に母からもらった手帳をみると、領収証書のほかに、ハトロン紙のような長方形の小さな紙が2、3枚ほど挟んであった。

また、私は、昭和46年3月に短大を卒業し就職したが、父が年金制度に精通していたので、母が父から話を聞いてきちんと年金の手続をし、厚生年金保険被保険者資格を喪失した47年5月から再び母が国民年金の保険料を納付してくれていたと思う。ただ、私は入院していたので集金の状況をみていたわけではない。

その後、現在まできちんと保険料を納付してきたので、上記期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年5月ごろに母親がA市の集金人を通じて国民年金の加

入手続を行い、以後、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した月の前月である46年2月までの期間及び国民年金被保険者資格を再取得した47年5月から婚姻した52年2月までの期間の保険料を母親の保険料と一緒に母親が集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、申立人の前後の手帳記号番号を払い出された被保険者の加入記録から、申立人の同手帳記号番号は、昭和48年2月から同年4月までの間に払い出されているものと推定でき、また特殊台帳をみると、手帳交付日が同年3月5日であることが確認できることから申立内容と符合しない。

また、申立人の手帳記号番号の払出時点において、申立期間①のうち、昭和44年4月から45年12月までの期間の保険料は制度上納付することができず、46年1月及び同年2月の保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は母親が過去の未納保険料をさかのぼって納付したと聞いた記憶も、自ら納付した記憶も無いと陳述している。

一方、払出時点において、市町村で保険料の収納が可能である申立期間②について、A市における昭和47年度の保険料収納方法は、国民年金手帳に検認印を押し、領収証書を発行するものであったことが確認できた。

そこで、申立人所持の国民年金手帳をみると、昭和47年度印紙検認記録欄には検認の押印が無く、また、昭和44年5月3日から61年4月1日までの期間は強制被保険者である旨の記載が確認でき、母親が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴い国民年金被保険者資格再取得の手続をしてくれたという申立内容と符合しない。

また、申立人所持の領収証書をみると、A市の住民となった昭和48年4月以降の保険料については、現年度納付していることが確認できることから、申立人の保険料納付は、A市の住民となり、手帳記号番号が払い出された昭和48年度から始まったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を集金人に納付するためには別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

加えて、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月及び同年2月並びに同年8月から5年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月及び同年2月
② 平成4年8月から5年1月まで

私は、会社を退職後の平成4年1月ごろに、以前から母に会社を辞めたら国民年金に入るようにと言われていたことと、私も将来のことを考えると国民年金に加入するのが当然という気持ちから、私が市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、郵送されてきた納付書で金融機関に納めた(申立期間①)。

平成4年8月ごろに会社を退職後もすぐに市役所に出向き、私が国民年金の手続を行った。その後、保険料は郵送されてきた納付書により金融機関で納めていた(申立期間②)。

いずれの期間も国民年金に加入するのが当然と思い会社を退職後すぐに手続を行い、保険料を納めた記憶があるので、納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年1月に国民年金の加入手続(申立期間①)をし、その後、次の会社を退職した同年8月に厚生年金保険から国民年金への切替手続(申立期間②)を行い、いずれの期間についても国民年金保険料を毎月又はまとめて納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、7年11月ごろに払い出され、申立人は国民年金被保険者資格を6年10月21日にさかのぼって取得していることが申立人の年金手帳及び社会保険庁の記録により確認でき、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であるため、制度上、保険料を納付できない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性について、複数の氏名別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い

出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は会社を退職後すぐに国民年金の手続を行ったとしているところ、申立人は厚生年金保険被保険者資格を平成6年10月21日に喪失し、その1年以上後の7年11月ごろに国民年金への切替手続を行っているほか、6年10月から7年3月までの期間の保険料を8年11月12日に過年度納付していることが社会保険庁の記録により確認でき、申立人の陳述と符合しない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から39年3月までの期間、44年4月から45年3月までの期間及び47年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月から39年3月まで
② 昭和44年4月から45年3月まで
③ 昭和47年4月から51年3月まで

自宅に民生委員が来て、国民年金の加入を勧めたので、母が私の国民年金の加入手続をしてくれた。加入後の国民年金保険料は、母が集金人に支払っていた（申立期間①）。

その後結婚し、その際の国民年金に係る氏名及び住所変更の手続は、私がA市役所で行った。結婚後、時期は覚えていないが、私が自分で集金人に保険料を支払うようになった（申立期間②）。

B市に転居した際も、私が市役所で国民年金に係る住所変更手続を行った。昭和50年3月ごろに市からの納付勧奨の通知があり、市窓口で相談したところ、保険料を納付するよう市の職員から教示され、納付書ももらった。その時は持ち合わせがなかったので、後日、市役所の窓口で保険料を支払った記憶がある。保険料納付のために市役所に行ったのはその時のみである（申立期間③）。

それにもかかわらず、申立期間①、②及び③の期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は昭和36年ごろに、国民年金加入手続を申立人の母親が行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は39年6月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号払出時点では、申立期間①は保険料を現年度納付することができない期間である上、申立人はこの期間にさかのぼって保険料を納付し

たことは無いと思うとしている。

また、申立期間①の保険料を納付していたとされる申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人自身が保険料の納付に直接関与していない上、申立人の母親は既に死亡しているため、申立期間①に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の詳細は不明である。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について、手帳記号番号払出簿の内容確認や氏名別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

次に申立期間②については、申立人はA市へ転居した昭和44年4月以降、集金人に保険料を納付したとしているが、手帳記号番号払出簿に「転出 46. 1. 30 C」と記されており、申立人の被保険者名簿が46年1月にA市を管轄する社会保険事務所に移管されたことが確認でき、申立人が転居後の国民年金に係る住所変更手続を行っていないことがうかがえる。

この場合、A市では、転入者から国民年金に係る住所変更手続が行われなければ被保険者情報が無いため、制度上、この住所変更手続が行われるまでの間は、集金人が申立人宅に赴くことができない。

また、申立人は、申立人の母が申立期間②以前の昭和43年に死亡しているにもかかわらず、当初はその母が申立期間②の保険料を納付していたと陳述するほか、自分で納付するようになった時期及び母親から国民年金手帳を渡された時期について覚えていないとしており、申立期間②の保険料納付に関する記憶が曖昧である。

申立期間③については、申立人が申立期間③の保険料を納付した証拠であるとして提出した領収書は、昭和50年3月に市が発行した昭和49年度保険料の納付に係る領収印の無い未使用の「納付通知書兼領収書」（以下「納付通知書」という。）であり、この納付通知書を用いて保険料は納付されなかったものと認められる。

また、申立人は、市役所の職員に申立期間③の保険料をまとめて納付するよう教示され、保険料を納付したとしているところ、申立人は上述の納付通知書のほかに別の納付通知書を発行されたかどうかを覚えていないなど保険料納付に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立期間は計6年5か月と長期間である上、申立期間①、②及び③の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から55年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から55年2月まで

私は、結婚直後の昭和50年11月又は同年12月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、納付書により何か月ごとかは覚えていないが、長女を連れてB銀行で国民年金保険料を納付していた。

それにもかかわらず、昭和52年7月から55年2月までの期間の保険料が未納とされている。申立期間当時は生活に変化は無く、保険料を納付できない状況では無かった。

申立期間を納付済みと訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入し、申立期間も国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料が無く、申立期間は32か月と長期間である上、申立人の納付に関する記憶は曖昧^{あいまい}であり、周辺事情について調査を尽くしても、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の特殊台帳及びA市の被保険者名簿には「昭和55年3月14日資格喪失」との記載があり、申立期間直後に資格の喪失手続が行われたことが確認できる上、申立人の特殊台帳の昭和53年度欄には「54催^{じせき}」との事蹟が残されており同年度の保険料納付を催告されたと推定できることから、申立期間については、何らかの理由により未納となった可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から7年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月から7年9月まで

私は、会社を退職後の平成4年9月ごろに、会社を辞めたのだから国民年金に加入するのが義務という気持ちから、A市役所で私が国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、A市役所の年金課の窓口又は金融機関で定期的あるいはまとめて納めていた。

会社を退職後、納付漏れがないように保険料を定期的あるいはまとめて納付した記憶があるのに、申立期間の保険料を納付したことにされていないことが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年9月に会社を退職し、その後すぐにA市役所において自身で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月又はまとめて納付したとしているところ、申立人は、申立期間を含む元年12月から10年11月までB県C市に住民登録されており、制度上、A市において国民年金に加入する手続は行えず、申立人の陳述は符合しない。

また、申立人には、申立人が厚生年金保険の被保険者となった平成9年1月に基礎年金番号が払い出されているが、これ以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、平成7年10月から9年3月までの国民年金保険料は同年12月、10年3月及び11年4月の3度に分けて過年度納付されていることが社会保険庁の記録により確認できるところ、申立人はこのことを覚えていないとしているほか、申立人の陳述内容は^{へんせん}変遷し^{あいまい}曖昧であり、保険料納付に関する具体的な陳述が得られない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)が無く、保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺

事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から61年3月まで

私は、昭和58年に国民年金任意加入被保険者の資格喪失届を行い、その後は国民年金保険料を納付していなかった。

しかし、昭和61年4月から第3号被保険者となることを60年秋に知り、第3号被保険者になる前に、資格喪失後の58年10月から61年3月までの保険料を納付できないかと、当時、夫が国民年金課担当者に相談したところ、納付可能とのことであったので、保険料の計算をしてもらった。

後日、昭和60年秋から61年春までの間と思うが、夫が私の年金手帳を持参の上、直接国民年金課担当者に30か月分20万円弱を一括納付した。夫が領収書をももらったか、年金手帳に領収印を押してもらったかは覚えていないが、夫から納付してきたと聞いている。

申立期間については納付しているはずなので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は明確に覚えていないが昭和60年の秋以降に、国民年金被保険者資格を喪失した58年10月にさかのぼって国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人は当時、地方公務員共済加入者の妻であることから国民年金の任意加入者となるため、制度上、上述の資格喪失月から再資格取得月の前月までの期間の保険料はさかのぼって納付することができない。

また、市の被保険者名簿及び社会保険庁の記録において、申立人が申立期間中に国民年金に任意加入した事蹟^{じせき}は確認できなかった。

さらに、申立人は加入手続及び保険料納付手続に直接関与しておらず、同手続を行ったとされる申立人の夫は、保険料納付時に領収書を受け取ったか年金手帳に領収印が押されたか否かは分からないとするほか、保険料を納付した時

期も明確でないなど、納付に関する記憶が曖昧^{あいまい}であり、保険料納付の具体的な陳述をその夫から聴取することはできなかった。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）が無く、保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から50年3月まで

私は、昭和49年2月の結婚後に夫婦でA市役所のB支所に出向き国民年金の加入手続をした。その時に年金手帳はもらったが、国民年金保険料を納付したかどうかは覚えていない。

当時、母親からは「将来もらうための年金は掛けておきなさい」と言われていたので、保険料は必ず納付しており、夫は納付済みで、私だけが未納及び免除というのは考えられない。まして、勤めていた時の蓄えもあり、夫は会社を父親と経営し、私もパート勤務していたことから、お金に困ることも無く免除申請する理由も無い。

勤務先の近くにあるB支所や銀行で、納付書により3か月ごとに夫と自身の保険料を同時に納付していたので自分だけ未納及び免除があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年2月の結婚後に、夫婦二人で国民年金に加入し、納付書により3か月ごとに夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したとして、申立期間に係る申立人の元夫の納付記録をみると、申立期間と同じ期間の保険料は58年及び59年に分けて追納されており、同期間は追納が行われるまでは申請免除期間であったことが社会保険事務所の特殊台帳により確認できることから、申立期間当時に夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとする申立人の陳述は符合しない。

また、社会保険庁の記録では、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの期間は申請免除期間となっていることについては、申立人はこの期間の免除申請を行っていないと陳述しているところ、A市の被保険者名簿及び特殊台帳の双方において、申立人のこの期間は「申免」と記されている上、申立

人の元夫も申請免除期間となっている。

さらに、A市では、免除申請書は一枚で複数の世帯員の申請を行う様式であり、夫婦どちらでも申請手続を行うことができたとしていることを考え合わせると、申立人の申請免除期間は、申立人あるいはその元夫からの申請により免除されたものと推定できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料が無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の元夫からは申立期間当時の保険料納付に関する事情を聴取することができず、保険料納付の詳細は不明である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から52年3月まで

昭和42年4月ごろ、元夫がA市役所で国民年金の加入手続をしてきて、それ以降保険料を納めてくれていた。保険料額や国民年金手帳については全く覚えていないが、納付したことは確かなので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年4月に元夫が市役所で国民年金の加入手続をしてきて、加入後は元夫が現年度納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和52年3月1日であることが、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、42年4月ごろ元夫が加入手続をしてくれたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人の最初の資格記録をみると、昭和52年4月5日付けで任意加入であることが、社会保険庁の特殊台帳及び本人が所持する国民年金手帳の双方の記録から確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、社会保険事務所において、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行い、また、旧姓を含め氏名の別読みによる検索も行ったが、別の国民年金手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立期間は132か月間に及び、行政側がこれほど長期にわたり事務処理の誤りを行ったとは考え難い。

このほか、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておら

ず、これを行ってくれたとする申立人の元夫は既に亡くなっており、加入手続及び納付をめぐる状況は不明であるほか、申立人の申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から7年3月までの期間、並びに同年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年11月から7年3月まで
② 平成7年8月及び同年9月

平成12年5月に私は結婚してA市へ転居し、A市内の社会保険事務所で改姓と住所変更の手続をした。その際、窓口の職員から過去に未納期間があることを知らされ、この未納分を納付すれば未納期間はすべて無くなり、この分は今からでもさかのぼって納付できるといわれ、未納分をまとめて納付した。その場で納付したのか、何日か後に納付したのか、また納付場所や納付方法、納付金額などは覚えていないが、A市の社会保険事務所でのやりとりを鮮明に覚えているので、納付したことは確かであり、申立期間について未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成12年5月の婚姻を契機に、社会保険事務所で改姓及び住所変更の手続を行った際、窓口職員から申立期間が未納であることを知らされ遡及納付したと申し立てている。

そこで申立人の加入手続時期についてみると、申立期間①及び②に係る資格の取得及び喪失日、並びに平成10年7月11日付け資格取得の入力日の記録から同年7月から同年8月5日までの間になされたものと推定できる。この場合、加入手続時点では、申立期間は時効の成立により、既に納付できない期間になっている。

また、申立人が納付したと主張する平成12年5月以降の時点では、時効の成立からさらに期間が経過しており、この手帳記号番号によっては、制度上、保険料を納付することはできない。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、旧姓を含む

氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

また、申立人は、保険料の納付金額、納付方法及び納付場所等保険料納付をめぐる記憶が定かではないほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 2312

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から同年9月まで
A市に住民票があった昭和49年4月から同年9月までの保険料を支払っていませんでした。しかし住民票をB県C市に移したときに、未納を指摘されたので全額納付しました。また、これ以降は定期的に父親に送金をして、父親が納付しました。この期間の保険料を支払ったので未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料については、C市に住民票を移した際に、未納と指摘されたので、全額納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人の記録をみると、申立人が昭和49年10月にC市へ転居後に、同市を管轄する社会保険事務所において、申立人の所在を把握した時期は51年3月であることが、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から確認できる。この場合、この把握時点において、申立期間の保険料は過年度納付が可能であった。

一方、申立期間直後の納付記録をみると、昭和49年10月から51年3月までの保険料を、同年12月にC市において、まとめて過年度納付していることが社会保険庁及び市双方の記録から確認できる。この場合、この過年度納付時点においては、申立期間は時効により既に納付できない期間となっている。

また、申立期間の保険料をC市でまとめて納付した後は、定期的に父親が納付していたとする申立人の陳述とも符合しない。

これらの点を踏まえると、昭和51年3月に社会保険事務所が申立人の所在を把握した後、申立人は、同年4月からC市において現年度納付を開始し、同年12月に納付可能な過年度期間である49年10月から51年3月までの保険料をまとめて納付したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から59年9月まで

私が昭和57年10月に会社を退職して、すぐに妻がA市役所B出張所で国民年金加入手続と国民健康保険加入手続を夫婦二人分を行った。保険料の納付はC銀行D支店の私名義の普通預金の口座振替で毎月夫婦二人分を引き落とし、納付した。当初数か月の保険料はすぐに引き落としできないため、後に送られてきた納付書でまとめて数か月分を夫婦二人分を納付した。納付期間の領収書は無いが、昭和58年度から60年度までの税理士作成の確定申告書控えがあり、社会保険控除欄に夫婦二人分の国民年金支払保険料の記載があり、納付したことは間違いない。

昭和57年10月から免除される平成19年6月まで夫婦そろって夫婦二人分の保険料を納付してきたのに申立期間の24か月夫婦共に記録では未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和57年10月に会社を退職後、すぐに夫婦二人で国民年金に加入したと申し立てている。

そこで申立人夫婦の国民年金加入記録をみると、E市の被保険者名簿及び社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿のいずれの記録においても申立期間より後の昭和60年8月に国民年金加入手続を行っていることが確認できる。この場合、57年10月に夫婦二人で同時加入したとする申立人の陳述とは符合しない。また、この時点で申立期間の同年10月から58年6月までの保険料は時効の成立により、制度上既に納付できない期間となっている。

一方、国民年金と同時加入し、昭和59年分の保険料控除欄に記入されている国民健康保険についても、資格取得年月日が同年10月24日であることが、申立人の国民健康保険被保険者証から確認でき、57年10月に加入したとの陳

述とは符合しない。

さらに、申立人は国民年金加入当初の数か月は納付書で納付したが、その後は口座振替で毎月夫婦二人分を納付していたとする申立てであるが、社会保険庁の記録から、昭和59年10月から60年3月までの保険料は過年度納付がなされ、同年4月から同年11月までの保険料は同年11月13日に一括で納付され、同年12月から61年4月までの保険料の納付は毎月異なる日付で納付されていることが確認できる。通常、銀行からの口座振替であれば毎月決まった日に振り替えられることが自然であり、申立人の陳述とは符合しない。

なお、申立人の所持する確定申告書の写しを見ると、昭和59年1月から同年12月までの保険料14万6,940円を納付した旨の記載が確認できる。しかし、社会保険庁の記録をみると同年10月から同年12月までの保険料は61年12月24日に過年度納付がなされていることが確認でき、本来59年分に控除が必要な保険料額とは符合しない。

加えて、別の年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、各種の氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から59年9月まで

夫が昭和57年10月に会社を退職して、すぐに、私がA市役所B出張所で国民年金加入手続と国民健康保険加入手続を夫婦二人分行った。保険料の納付はC銀行D支店の夫名義の普通預金の口座振替で毎月夫婦二人分を引き落とし、納付した。当初数か月の保険料はすぐに引き落としできないため、後に送られてきた納付書でまとめて数か月を夫婦二人分を納付した。納付期間の領収書は無いが、昭和58年度から60年度までの税理士作成の確定申告書控えがあり、社会保険控除欄に夫婦二人分の国民年金支払保険料の記載があり、納付したことは間違いない。

昭和57年10月から免除される平成19年6月まで夫婦そろって夫婦二人分の保険料を納付してきたのに申立期間の24か月夫婦共に記録では未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は昭和57年10月に会社を退職後、すぐに夫婦二人で国民年金に加入したと申し立てている。

そこで申立人夫婦の国民年金加入記録をみると、E市の被保険者名簿及び社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿のいずれの記録においても申立期間より後の昭和60年8月に国民年金加入手続を行っていることが確認できる。この場合、57年10月に夫婦二人で同時加入したとする申立人の陳述とは符合しない。また、この時点で申立期間の同年10月から58年6月の保険料は時効の成立により、制度上既に納付できない期間となっている。

一方、国民年金と同時加入し、昭和59年分の保険料控除欄に記入されている国民健康保険についても、資格取得年月日が同年10月24日であることが、申立人の国民健康保険被保険者証から確認でき、57年10月に加入したとの陳

述とは符合しない。

さらに、申立人は国民年金加入当初の数か月は納付書で納付したが、その後は口座振替で毎月夫婦二人分を納付していたとする申立てであるが、社会保険庁の記録から、昭和59年10月から60年3月までの保険料は過年度納付がなされ、同年4月から同年11月までの保険料は同年11月13日に一括で納付され、同年12月分から61年4月までの保険料の納付は毎月異なる日付で納付されていることが確認できる。通常、銀行からの口座振替であれば毎月決まった日に振替えられることが自然であり、申立人の陳述とは符合しない。

なお、申立人の所持する確定申告書の写しを見ると、昭和59年1月から同年12月までの保険料14万6,940円を納付した旨の記載が確認できる。しかし、社会保険庁の記録をみると同年10月から同年12月までの保険料は61年12月24日に過年度納付がなされていることが確認でき、本来59年分に控除が必要な保険料額とは符合しない。

加えて、別の年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、各種の氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3210

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月 11 日から同年 8 月 1 日

A社で6か月期間限定の契約アルバイトとして、昭和54年6月11日から同年12月11日まで勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたと思っていた。同期間については国民年金保険料を重複して納付していたため、55年4月に父親が市役所で6か月分の還付手続を行った。その後、厚生年金保険加入記録が54年8月1日に取得、同年12月11日に資格を喪失とされていることがわかった。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職後に厚生年金保険料と国民年金保険料の重複納付に気づき、申立人に代わって父親が昭和55年4月24日に市役所の窓口において国民年金保険料の還付手続を行っている。その時に父親が窓口で「任命書」のような書類を提示し、厚生年金保険の被保険者期間の確認を受けた上で、重複期間について保険料の還付を受けたので、申立期間は厚生年金保険に加入していたはずと申し立てている。

そこで、申立人の申立期間における在職状況についてみると、雇用保険の加入記録は確認できなかった。また、事業所別被保険者名簿の健康保険証番号の欠番もみられなかった。さらに、申立人は6か月の期間限定アルバイトとして勤務したと陳述しているところ、同事業所の被保険者名簿で同僚の被保険者期間をみると、10名中9名が6か月未満となっていることが確認でき、当時は短期間勤務の者が多くいた状況が認められる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月 26 日から 37 年 7 月 25 日まで
② 昭和 38 年 5 月 20 日から 39 年 11 月 25 日まで

昭和 36 年 11 月 26 日から 37 年 7 月 25 日までの期間及び 38 年 5 月 20 日から 39 年 11 月 25 日まで期間、A社の支店で勤務していた。当時、定時制高校に通いながら昼間に常勤で働いていた。これらの期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の在職状況については、申立人が当時従事していた業務内容や支店所在地の陳述から、A社がそれらの支店が当時存在していたことを認めていることから推測できる。

一方、申立期間における被保険者資格についてみると、同社が加入していたB健康保険組合の資格記録簿には申立人の記録は見当たらず、また、申立期間に係る事業所別被保険者台帳をみても、健康保険番号は連番で付され、番号の空白はみられないことから、申立人が同社において社会保険の適用を受けていたことをうかがわせる事情は確認できなかった。

この点について、当時申立人は定時制高校に通学していたと陳述しており、勤務時間が短い関係で厚生年金保険に加入させない取扱いとなっていたと推測できるところ、同じような勤務状況であったと申し立てている同僚について、申立人が同僚の証言を得ることを拒絶していることから、申立内容を認めるに当たっての積極的な事情を確認できるに至らなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年ごろから 51 年ごろまで

厚生年金保険加入期間について照会を行ったところ、昭和 49 年ごろから 51 年ごろまで勤務していた A 社での厚生年金保険加入期間が見当たらなかった。A 社は正社員として最初に勤務した会社であり、初めて給与をもらったとき、思ったより金額が少なかったため、上司に聞いたところ、保険料等を引かれているためだといわれたことを覚えている。

A 社に勤務していたことは確かで、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社在職当時の社長及び同僚の名前のほか、取引先の会社名、取扱商品のメーカー名も覚えていないと陳述しているものの、申し立てている同社の所在地及び入居ビル名が、登記簿謄本の記載と一致することから、同社に在職していたことは否定できない。

一方、社会保険庁の記録から、A 社は B 県内において厚生年金保険適用事業所であった記録は確認できなかった。

また、A 社の商業登記簿謄本により、申立期間中、代表取締役であったことが確認できる者 2 人の年金記録をみると、1 人は、申立期間中の厚生年金保険加入記録は無く、国民年金は未納となっていた。残る 1 人は、申立期間を含む昭和 36 年 4 月から平成 12 年 3 月まで国民年金に加入し、保険料を納付済みであることが確認できる。

なお、申立人は、A 社は社員が 8 人から 10 人いたと陳述していることから、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと推測される。

以上の事情から、A社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたが、まだ適用手続が行われておらず、また、代表取締役の年金記録から、厚生年金保険料も控除されていなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3213

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 38 年 5 月まで

昭和 37 年 10 月から 38 年 5 月まで A 市にあった B 社で勤務していた。同事業所は C 業を営んでおり、従業員は社長と事務員合わせて 5 人から 10 人ぐらいおり、このほか、業務所に常時 10 人から 20 人ぐらいの日雇労働者がいた。仕事を始めてしばらくしてから健康保険証をもらった記憶がある。

社会保険庁の記録によれば B 社に勤務していた期間の厚生年金保険加入記録が無い。

申立期間において B 社で厚生年金保険に加入していたと思うので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B 社では E 業務を主に担当しており、F 市内にあった G 社に出入りしていた。」と陳述しているところ、同社では、「申立期間当時の関係書類は廃棄済みで、B 社が業者として出入りしていたかは不明である」と陳述している。

また、昭和 38 年 1 月及び 42 年 1 月の住宅地図によれば、A 市において B 社の記載は確認できない。

さらに、申立人は、社長の名前について「H さんと呼ばれていた」と記憶している程度で、上司、同僚について全く記憶に無いと陳述している。

加えて、社会保険事務所の事業所検索によれば、B 社が I 県内において厚生年金保険適用事業所となった記録は確認できず、ほかに該当すると思われる事業所も見当たらなかった。

以上の事情から、申立人が、G 社に出入りしていたことは否定できないが、申立期間において B 社に在職していたことを確認するには至らなかった。

また、B社は、業種及び従業員数に関する申立人の陳述から、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと推定されるが、適用手続がとられておらず、申立人が、同事業所に在職していたとしても、厚生年金保険には加入していなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3214

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 7 月 1 日まで
② 昭和 38 年 7 月 1 日から 39 年 3 月 31 日まで

A社を退社した際に厚生年金保険を脱退したが、手続したのは同社に勤めていた期間のみで、それ以前に勤めていたB社とC社での厚生年金保険加入期間については脱退手続していない。

申立期間について、脱退手当金支給済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社を退社後、同社の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金を受給したが、それ以前に勤務したB社及びC社での被保険者期間については、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和40年11月6日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の脱退手当金支給額の計算の基礎は、A社、C社及びB社における被保険者期間の合算であることのほか、申立人の3社での厚生年金保険被保険者番号は同一番号で管理されていたことが確認できる。

さらに、A社のみでの厚生年金保険被保険者期間（15 か月）では脱退手当金の受給要件（24 か月）を満たしていないことから、同社のみで脱退手当金が支給されることは不自然である。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年から 44 年まで

私は、昭和 35 年から 46 年まで A 市にある B 社に勤務した。20 歳になった時から給与から保険料を控除されていたと記憶している。申立期間について、厚生年金保険の加入期間とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における B 社での在職については、同社役員の陳述により推定できる。

しかしながら、事業所検索、事業所記号番号払出簿等により調査を行ったものの、同社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらなかった。

また、同社の現在の事業主は、申立期間中の従業員は申立人を含めて 4 名であったので厚生年金保険の適用事業所に該当せず、適用事業所としての届出を行ったことも無いと陳述している。

さらに、当該事業主は、申立期間当時、従業員の給与から厚生年金保険料の源泉控除を行ったことはないと思うが、当時の事業主は面倒見が良かったので従業員の給与から国民年金保険料を控除し、その納付を代行するなど便宜を図っていたことも考えられるとしている。

加えて、申立人自身も給与から保険料の控除が行われたのは 20 歳になった時からであり、当該保険料は国民年金保険料であった可能性もあると陳述しており、社会保険庁の被保険者記録によると、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月以降の期間について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月 30 日から 39 年 2 月 22 日まで
② 昭和 40 年 8 月 13 日から 43 年 9 月 1 日まで

A社及びB社における厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

B社を同僚のC氏と一緒に退職し、D社を開業したが、その時、二人で国民年金に切り替える手続をしたので脱退手当金はもらっていない。

脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後計 10 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日と同一時期（おおむね 1 年以内）に資格を喪失した者 12 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め 9 人みられ、その全員が資格を喪失後約 4 か月以内に支給決定されていることが確認できる。また、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 11 月 13 日に支給決定されていることが確認できる。これらのことから、当時、脱退手当金について、事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 2 月 1 日から 22 年 12 月 28 日まで
A 社会保険事務所に対し厚生年金保険加入期間について、照会申出書を提出したところ、B 社で勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

同社を退職する際、係の方から「退職金と脱退手当金をもらいますか、それとも年金記録を引き継ぎますか。」と聞かれたので、当時、まだ働く意思があったので「引き継いでください。」と答えた。

脱退手当金は受け取っていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日と同一時期（おおむね1年以内）に資格を喪失した女性30人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め21人みられ、うち20人が資格を喪失後約4か月以内に支給決定されていることが確認できるほか、脱退手当金支給決定日の状況をみると、同一日の者が散見される。また、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和23年2月18日に支給決定されていることが確認できる。これらのことのほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。